

指定研修機関の移転等の際の取り扱いについて（案）

今後、指定研修機関の移転や分割、統合等（以下、「移転等」という。）が見込まれることから、その取り扱いについての基本的な考え方を、看護師特定行為・研修部会としてとりまとめておくものである。

移転等の前後において、当該施設の規模、機能及び設置主体等の異同並びに移転等の範囲等を総合的に勘案し、当該指定研修機関としての同一性が認められる場合にあって、かつ指定基準を満たす場合には、引き続き指定するものとする。この場合、指定研修機関は所在地等の変更となる事項について変更の届出を行う。

また、指定研修機関としての同一性が認められない場合は、指定の取消しおよび新規指定について特定行為・研修部会で審議を行うものとする。